

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)の診断書改正について

【主旨】

- 発達障害及び高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)の対象に含まれている
- しかしながら、①当該診断書の様式を用いて、申請者の症状、状態像等を適切に把握し、審査判定することが容易でない場合があったこと、②先般、改正された障害者自立支援法において、発達障害者を法の対象とすることが明確化されたこと等を踏まえ、診断書の様式を改正

【適用】 平成23年4月1日～

【主たる改正内容】

- ①「現在の病状、状態像等」の項目見直し
発達障害や高次脳機能障害の特性を考慮した項目等を追加。
具体的には、「広汎性発達障害関連症状」等を追加。
- ②ICDコードの2桁化
診断が的確に反映されるために、コード記載を変更。
例) 改正前 F3 気分(感情)障害
改正後 F31 双極性感情障害[躁うつ病]

【改正通知】

- ・「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について(平成23年1月13日障発0113第1号)
- ・「自立支援医療の支給認定について」の一部改正について(平成23年1月13日障発0113第2号) 他

【留意事項】

- ・当分の間は、改正前の様式を用いて市区町村に申請がなされた場合には、適切な判定が可能であれば、改正前の様式で受理することを可とし、申請者等が負担を強いられないように配慮すること